

(様式第1号)

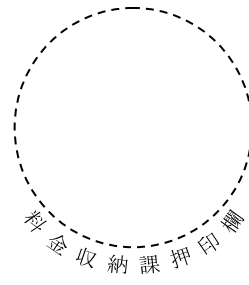
受付番号: \_\_\_\_\_

【料金収納課】

【お客様設備課】

課長	補佐	係長	合議	担当

課長	補佐	係長	合議	担当



### 漏水による認定申請書

(あて先)  
大津市公営企業管理者

年 月 日

ご 使 用  
番 号

施 設 住 所

申 請 者 住 所

氏 名

㊞

T E L

漏水により、認定を申請します。

### 漏水修繕工事施工証明書

(あて先)  
大津市公営企業管理者

指定工事店コード ( )

(所在地)

(名 称)

㊞

給水装置工事事業者

(電 話)

下記のとおり、漏水修繕工事を施工しましたので証明します。

1. 漏水修繕工事箇所 ⇒  隠蔽部 (地中埋設、壁中、床下等)       露出部  
 直圧給水管  
 直圧給水管以外 ( \_\_\_\_\_ )

2. 使用材料 (品名、呼び径、数量)      3. 漏水原因  
 \_\_\_\_\_  経年劣化  
 \_\_\_\_\_  その他 ( \_\_\_\_\_ )  
 \_\_\_\_\_

4. 漏水の状況

\_\_\_\_\_

水栓番号									
漏水量 (参考)	リットル/分								
修繕終了 指 針	m <sup>3</sup>								

5. 修繕年月日      年      月      日

※裏面の記載事項を参照してください。

企業局お客様センター記入欄

ガス	口座	M交換	下水道	過去変更	受付担当者

1. 漏水認定について

- (1) 水道料金及び下水道使用料の算定については、量水器の数値により料金の請求をしますの  
で、漏水による場合であっても料金はおお客様のご負担になります。ただし、地下漏水等特別  
な事情があると認められる場合には、料金の一部を認定させていただきます。なお、漏水箇  
所等により認定対象外となる場合もあり、また、長期にわたる漏水であっても、4ヶ月を超  
えては認定できませんので、詳しくは大津市企業局お客様センターへお問い合わせください。
- (2) 直圧給水管については、大津市指定給水装置工事事業者による修繕証明書が必要となりま  
す。
- (3) 直圧給水管以外の箇所について、大津市指定給水装置工事事業者以外の証明の場合には、  
漏水箇所の修繕前後の写真およびメーターから漏水箇所までの配管図が必要となります。

※直圧給水管とは浄水場から送り出す水の圧力が直接加わっている水道管のことです。直圧  
給水管以外の箇所とは、受水槽や給湯器等一旦水を貯める箇所から蛇口までの間を指します。

2. 記入方法及び添付書類について

- (1) ご使用番号及びご登録いただいている使用者氏名等を正確にご記入のうえ、大津市企業局  
お客様センター宛てご提出ください。
- (2) 漏水修繕工事施工証明書を修繕業者に正確に記入してもらってください。

※ お客様設備課調査結果

<hr/> <hr/>
----------------